

さいたま地方裁判所第3民事部

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵券等の一覧表

(平成29年6月1日実施)

		手数料(印紙)	債権者宛封筒	申立人宛封筒	予納郵券	官報公告費用
同 廃	本人 申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17 項納)	債権者数×1組 (82円切手貼付)	6枚(うち3枚には 82円切手貼付)	82円×5枚 (計410円)	10,584円
	代理人 申立て			3枚 (82円切手貼付)		
管 財	個人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)	債権者数×1組 (92円切手貼付)	4枚 (切手不要)	① 債権者多数の場合 (債権者50名以上) 100円×10枚 82円×40枚 10円×40枚 1円×10枚 (計4,690円) ② ①以外の場合 (債権者50名未満) 100円×5枚 82円×20枚 10円×20枚 1円×10枚 (計2,350円)	13,834円
	法人					13,197円 ※
	債権者 申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)			上記①に加え, 500円×4枚 50円×2枚 10円×4枚 1円×4枚 (計6,834円)	
	免責許可 の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項納)			債権者数×1組 (82円切手貼付)	3枚 (82円切手貼付)

※債権者申立てについては予納金から支出するため別途納付は不要である。

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵券等の一覧表

		手数料(印紙)	債権者宛封筒	申立人宛封筒	予納郵券	官報公告費用
個 人 再 生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の 2)	債権者数×1組 (92円切手貼付)	6枚 (切手不要)	100円×10枚	12,268円
					82円×10枚	
通 常 再 生	個人			10枚 (切手不要)	310円×10枚	予納金から支出 するため、別途 納付は不要であ る。
	法人				100円×5枚	